

医政発0830第3号  
平成28年8月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する  
計画の認定を受けた医療法人の法人税法上の取扱い等について

昨年9月28日に公布された「医療法の一部を改正する法律」(平成27年法律第74号)により医療法(昭和23年法律第205号)が改正され、社会医療法人の認定を取り消された医療法人について、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画を作成し、その計画が適当である旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、社会医療法人が実施できる収益業務を行うことができることとされ、本年3月25日に「社会医療法人の認定について」(平成20年医政発第0331008号厚生労働省医政局長通知)の一部を改正したところであるが、今般、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定を受けた医療法人の法人税法上の取扱い等について、「社会医療法人の認定について」(平成20年医政発第0331008号厚生労働省医政局長通知)の一部を別添のとおり改正し、本年9月1日から運用することとしたので、御了知の上、適正な運用に努められたい。



(別添)

○「社会医療法人の認定について」(平成20年医政発第0331008号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 社会医療法人の認定の取消し</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都道府県知事は、社会医療法人が法第42条の2第1項第5号の厚生労働大臣が定める基準(以下「救急医療等確保事業基準」という。)を満たせなくなることで、当該医療法人に係る社会医療法人の認定の取消し手続きを突然開始し、地域医療に混乱を与えてしまうことのないよう、所管の社会医療法人について救急医療等確保事業基準を満たすことができないおそれがないか適宜確認するとともに、そのようなおそれのある社会医療法人が判明した場合には、当該社会医療法人に対して事業の改善を指示すること。</p> <p>また、社会医療法人が救急医療等確保事業基準を満たすことができない場合においても、当該社会医療法人に事業の継続の意思があり、かつ都道府県知事が一定の猶予を与えれば改善が可能であると認める場合には、当該社会医療法人に対して1年間の猶予を与えることができること。都道府県知事が猶予を与えるかどうかの判断を行うに当たっては、改善計画書など必要な資料を提出させた上で行うこと。</p> <p>都道府県知事が一定の猶予を与えれば改善が可能であると認める場合としては、</p>	<p>第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 社会医療法人の認定の取消し</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都道府県知事は、社会医療法人が法第42条の2第1項第5号の厚生労働大臣が定める基準(以下、「救急医療等確保事業基準」という。)を満たせなくなることで、当該医療法人に係る社会医療法人の認定の取消し手続きを突然開始し、地域医療に混乱を与えてしまうことのないよう、所管の社会医療法人について救急医療等確保事業基準を満たすことができないおそれがないか適宜確認するとともに、そのようなおそれのある社会医療法人が判明した場合には、当該社会医療法人に対して事業の改善を指示すること。</p> <p>また、社会医療法人が救急医療等確保事業基準を満たすことができない場合においても、当該社会医療法人に事業の継続の意思があり、かつ都道府県知事が一定の猶予を与えれば改善が可能であると認める場合には、当該社会医療法人に対して1年間の猶予を与えることができること。都道府県知事が猶予を与えるかどうかの判断を行うに当たっては、改善計画書など必要な資料を提出させた上で行うこと。</p> <p>都道府県知事が一定の猶予を与えれば改善が可能であると認める場合としては、</p>

- ・ 救急医療等確保事業に係る医師が一時的に確保できず、同事業に係る実績が低くなったものの、別の医師の確保が可能であって、これによって、実績が回復する見込みがある場合、
- ・ 救急医療等確保事業に係る施設が破損したため、同事業に係る実績が低くなったものの、当該施設の修繕等が可能であって、これによって、実績が回復する見込みがある場合、
- ・ へき地医療に関して、災害等によってへき地診療所が一時的に閉鎖したものの、近いうちに再開し、これによって、実績が回復する見込みがある場合

など多様なケースが考えられるが、必要に応じて、厚生労働省に相談すること。

この猶予については、必要に応じて再度与えることが可能であるが、その際には、事業の改善の実現性等について慎重に審査した上で行い、安易に繰り返し与えることのないようにすること。

なお、上記の確認又は猶予中に、法第42条の2第1項第5号ハに掲げる要件を欠くに至った場合で、その至ったことが天災、人口の著しい減少その他の当該社会医療法人の責めに帰することができないやむを得ない事情があると都道府県知事が認める事由によるものであり、かつ、猶予を与えても改善の可能性が見込めないときには、当該社会医療法人に6の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定申請を行うよう促すこととし、社会医療法人の認定については、その取消し手続きを開始すること。

6 社会医療法人の認定を取り消された医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定等

(1) 社会医療法人の認定を取り消された医療法人のうち次に掲げる事

- ・ 救急医療等確保事業に係る医師が一時的に確保できず、同事業に係る実績が低くなったものの、別の医師の確保が可能であって、これによって、実績が回復する見込みがある場合、
- ・ 救急医療等確保事業に係る施設が破損したため、同事業に係る実績が低くなったものの、当該施設の修繕等が可能であって、これによって、実績が回復する見込みがある場合、
- ・ へき地医療に関して、災害等によってへき地診療所が一時的に閉鎖したものの、近いうちに再開し、これによって、実績が回復する見込みがある場合

など多様なケースが考えられるが、必要に応じて、厚生労働省に相談すること。

この猶予については、必要に応じて再度与えることが可能であるが、その際には、事業の改善の実現性等について慎重に審査した上で行い、安易に繰り返し与えることのないようにすること。

6 社会医療法人の認定を取り消された医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定等

(1) 社会医療法人の認定を取り消された医療法人のうち、次に掲げる事

項に該当するものは、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができること。

① 社会医療法人の認定を取り消された事由が、法第42条の2第1項第5号ハに掲げる要件（救急医療等確保事業に係る業務の実績）を欠くに至ったことであって、当該要件を欠くに至ったことが天災、人口の著しい減少その他の当該医療法人の責めに帰することができないやむを得ない事情があると都道府県知事が認める事由によるものであること。

※ 天災、人口の著しい減少その他の当該医療法人の責めに帰することができないやむを得ない事情があると都道府県知事が認める事由としては、例えば、

イ 自然災害、事件、事故により施設が著しく破損したこと

ロ 地域の人口の著しい減少により医療従事者の確保が困難となっており、かつ、当該地域において救急医療等確保事業に係る業務の実施主体が不足していること（ただし、地域医療機関との連携不足等の状況、当該医療従事者の待遇が不十分である等の状況があれば認めない。）

ハ 道路整備等交通網の変化による他の病院等への患者の著しい流出があり、かつ、当該地域において救急医療等確保事業に係る業務の実施主体が不足していること（ただし、地域医療機関との連携不足等の状況があれば認めない。）

ニ 近隣の救急病院等の開設により当該病院等への患者の著しい流出があり、かつ、当該地域において救急医療等確保事業に係る業務の実施主体が不足していること（ただし、地域医療機関との連

項に該当するものは、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出し、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができること。

① 社会医療法人の認定を取り消された事由が、法第42条の2第1項第5号ハに掲げる要件（救急医療等確保事業に係る業務の実績）を欠くに至ったことであって、当該要件を欠くに至ったことが天災、人口の著しい減少その他の当該医療法人の責めに帰することができないやむを得ない事情があると都道府県知事が認めるものであること。

携不足等の状況があれば認めない。)

などが考えられるが、必要に応じて、厚生労働省に相談すること。

② (略)

(2) 実施計画の認定を受けようとする医療法人は、次に掲げる書類を提出すること。

① (略)

② 実施計画 別添 8 (規則第 30 条の 36 の 3 の様式第 1 の 3)

※ 実施計画 (変更があった場合はその変更後のもの) に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施期間 (以下「実施期間」という。) 中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備は、別添 1 の基準に記載されている施設及び設備のうち、法人税法施行令第 13 条第 1 号から第 8 号までに掲げる資産に該当するものを記載すること。この場合において、同令第 55 条第 1 項に規定する資本的支出に該当するものは含まれるが、それ以外の修繕費、賃借料等については含まれないこと、当該救急医療等確保事業の用に供される見込みであるものであれば、その一部が当該救急医療等確保事業以外の事業の用に供される見込みであるものであっても、対象となることに留意すること。

③ 第 3 の 1 の (1) の ① の「社会医療法人の認定申請等関係書類」のうち当該医療法人が法第 42 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号まで (第 5 号ハを除く。) に掲げる要件に該当するものであることを証する書類

④ (略)

② (略)

(2) 実施計画の認定を受けようとする医療法人は、次に掲げる書類を提出すること。

① (略)

② 実施計画 別添 8 (規則第 30 条の 36 の 3 第 1 項 の様式第 1 の 3)

③ 第 3 の 1 の (1) の ① の「社会医療法人の認定申請等関係書類」のうち当該医療法人が法第 42 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号まで (第 5 号ハを除く。) に掲げる要件に該当することを証する書類

④ (略)

(3) 都道府県知事は、実施計画が次に掲げる事項のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をすることができること（実施計画認定書別添9）。認定に当たっては、必要に応じて、厚生労働省に相談することとし、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。なお、各事項は実地検査により確認を行うこととし、特に、救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備については、その実施する救急医療等の内容に照らして適切なものであること及びその整備に係る支出の積算根拠となる資料等が適切なものであることについて確認を行うこと。

①～② （略）

③ 実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務がその実施期間にわたり継続して行われると見込まれるものであること。

④ その実施期間が12年を超えないものであること。ただし、当該医療法人の開設する救急医療等確保事業に係る業務を実施する病院又は診療所の所在地を含む二次医療圏におけるその救急医療等確保事業の実施主体が著しく不足している場合その他特別の事情があると都道府県知事が認める場合は、18年を超えないものであること。

※1 (4)の収益業務は、社会医療法人の認定取消日と実施計画の認定日とが同日でないときは、その認定日前は行うことができないことに留意すること。

※2 社会医療法人の認定を取り消された場合に法人税の課税対象となる累積所得金額（法人税法上の収益事業以外の事業による所得の金額の累積額をいう。7(6)及び(8)において同じ。）から、救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の取得価額の見積額の合計額を控除できる措置（7(8)において「税制上の措置」という。）は、社会医療法人の認定取消日と実施計画の認定日とが同日

(3) 都道府県知事は、実施計画が次に掲げる事項のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をすることができること（実施計画認定書別添9）。認定に当たっては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

①～② （略）

③ 実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務が、当該実施期間にわたり継続して行われると見込まれるものであること。

でないときは、適用できないことに留意すること。

- (4) (略)
- (5) 実施計画の認定を受けた医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。
- ① (略)
- ② 第3の1の(1)の①の「社会医療法人の認定申請等関係書類」のうち当該医療法人が法第42条の2第1項第1号から第6号まで（第5号ハを除く。）に掲げる要件に該当する旨を説明する書類
- (6) (5)の規定にかかわらず、実施計画の認定を受けた医療法人は、次に掲げる会計年度においては、次に定める日後3月以内に、実施状況報告書を都道府県知事に提出しなければならないこと。
- ① (略)
- ② 実施計画に記載された実施期間が終了したこと又は社会医療法人の認定を受けたことにより、実施計画の認定の効力を失った日の属する会計年度 当該効力を失った日
- (7) 都道府県知事は、実施計画の認定を受けた医療法人から(5)の①の実施計画の実施状況報告書が提出された場合には、当該実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務並びに当該業務の実施に必要な施設及び設備の整備の実施状況について、毎会計年度提出された書類を審査し、併せて実地検査により確認を行うこと。当該実地検査により、当該施設及び設備の整備に係る支出を確認したときは、当該医療法人に対してその旨を証する書類（施設及び設備の整備に係る支出確認書 別添11）を交付すること。

- (4) (略)
- (5) 実施計画の認定を受けた医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。
- ① (略)
- ② 第3の1の(1)の①の「社会医療法人の認定申請等関係書類」のうち当該医療法人が法第42条の2第1項第1号から第6号まで（第5号ハを除く。）に掲げる要件に該当することを証する書類
- (6) (5)の規定にかかわらず、実施計画の認定を受けた医療法人は、次に掲げる会計年度においては、次に定める日後3月以内に、実施状況報告書を都道府県知事に提出しなければならないこと。
- ① (略)
- ② 実施計画に記載された実施期間の終了又は社会医療法人の認定を受けたことにより、実施計画の認定の効力を失った日の属する会計年度 当該効力を失った日

(8) 実施計画の認定を受けた医療法人は、その認定に係る実施計画を変更しようとするときは、その変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書（実施計画変更認定申請書 別添12）にその変更後の実施計画を添えて、都道府県知事に提出し、その認定を受けなければならないこと。ただし、当初の実施期間からの1年以内の変更については、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出ることで足りること。

(9) 都道府県知事は、実施計画の認定を受けた医療法人が令第5条の5の6第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要に応じ、速やかに法第63条の規定による医療法人の事務所への立入検査又は法第64条の規定による医療法人に対する改善命令を発出した上で、令第5条の5の6第1項の規定により実施計画の認定を取り消し（実施計画認定取消書 別添13）、収益業務の全部の停止を命ずること。取消しに当たっては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

(10) 実施計画の認定を受けた医療法人が、社会医療法人の認定を受けた場合には、当該実施計画の認定は、当該社会医療法人の認定を受けた日から将来に向かってその効力を失うこと。

(11) 実施計画の認定を受けている医療法人が他の医療法人と合併をする場合には、次の事項に留意すること。

① 合併後の医療法人が当該認定を受けた実施計画を引き続き行う場合には、当該医療法人は合併の認可を申請する際、その旨を明示するとともに、法第42条の2第1項第1号から第6号まで（第5号

(7) 実施計画の認定を受けた医療法人は、その認定に係る実施計画を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書（実施計画変更認定申請書 別添11）に変更後の実施計画を添えて、都道府県知事に提出し、その認定を受けなければならないこと。

(8) 都道府県知事は、実施計画の認定を受けた医療法人が令第5条の5の6第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要に応じ、速やかに法第63条の規定による医療法人の事務所への立入検査又は法第64条の規定による医療法人に対する改善命令を発出した上で、令第5条の5の6第1項の規定により実施計画の認定を取り消し（実施計画認定取消書 別添12）、収益業務の全部の停止を命ずること。取り消しに当たっては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

(9) 実施計画の認定を受けた医療法人が、社会医療法人の認定を受けた場合には、実施計画の認定は、社会医療法人の認定を受けた日から将来に向かってその効力を失うこと。



ハを除く。）に掲げる事項に該当するものであることを証する書類を提出すること。この場合において、都道府県知事は（3）に準じて審査を行うこと。

② 合併後の医療法人が当該認定を受けた実施計画を引き続き行わない場合又は令第5条の5の6第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、都道府県知事は実施計画の認定を取り消すこと。

(12) 実施計画の認定を受けている医療法人（当該医療法人と合併する医療法人を含む。）は、その認定が効力を有する期間内において分割することはできないこと。

## 7 その他

(1)～(5) (略)

(6) ①イ～ホ (略)

へ 社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、法人税法第64条の4第1項の規定により、当該社会医療法人の認定が取り消された日前の累積所得金額又は欠損金額の累積額は、当該社会医療法人の認定が取り消された日の属する会計年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入すること。

ト～リ、②～③ (略)

(7) (略)

(8) 税制上の措置を受ける場合の取扱い

社会医療法人の認定を取り消された日と同日に実施計画の認定を受けた医療法人は、その認定を受けた日以後に救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施のために支出される金額として、実施計画に記

(10) 実施計画の認定を受けた医療法人は、分割することはできないこと。

## 7 その他

(1)～(5) (略)

(6) ①イ～ホ (略)

へ 社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、法人税法第64条の4第1項の規定により、当該社会医療法人の認定が取り消された日前の法人税法上の収益事業以外の事業による所得の金額の累積額又は欠損金額の累積額は、当該社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入すること。

ト～リ、②～③ (略)

(7) (略)

載されたその業務の実施に必要な施設及び設備（以下「救急医療等確保事業用資産」という。）の取得価額の見積額の合計額に相当する金額を、(6)の①のへにおける累積所得金額から控除することができること。なお、この税制上の措置の適用に当たっては、次の事項に留意すること。

① 税制上の措置の適用を受ける事業年度の確定申告書に、累積所得金額から控除する金額及びその計算に関する明細等（法人税法施行規則別表 14(8)）を記載（各会計年度において都道府県知事に提出した実施状況報告書（別添 10）を添付）し、かつ、実施計画の認定通知書（別添 9）及び当該認定を受けた実施計画（別添 8）の写しを添付すること。また、その適用を受ける事業年度後の各事業年度の確定申告書に救急医療等確保事業用資産の取得未済残額等（法人税法施行規則別表 14(8)）を記載すること。

② 税制上の措置の適用を受けた場合には、実施計画に係る認定の効力が有する期間内に取得をした救急医療等確保事業用資産の税制上の取得価額は、累積所得金額から控除された金額を上限として順次減額されることとなり、税務と会計で救急医療等確保事業用資産の帳簿価額及び減価償却費として計上される金額等については異なることとなるため、適切に管理すること。

③ 税制上の措置の適用を受けた医療法人は、原則として、その適用を受けた事業年度開始の日から②の取得価額が減額された救急医療等確保事業用資産の全てについて譲渡又は除却をしたこと、償却済となったこと等の事実が生じた日までの期間内の日を含む各事業年度等については、社会保険診療報酬の所得の計算の特例（租税特別措置法第 67 条、第 68 条の 99）の適用を受けることはできないこと。

別添 1 ~ 1 2 (略)

別添 1 3

別添 1 ~ 1 2 (略)

(下線の部分は改正部分)

改正後

改正前

別添 11

平成〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 殿

〇〇 県 知 事

救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な  
施設及び設備の整備に係る支出確認書について

貴法人において、救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備のため、次のとおり支出したことを、貴法人から提出された実施状況報告書及び関係書類等並びに貴法人への実地検査により確認したので、証明します。

記

	施設及び設備の 整備の内容	支出の相手先	支出金額	支出年月日
1				
2				
3				

注) 必要に応じて行を追加又は削除すること。

(新設)

別添 12

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

主たる事務所の所在地  
医療法人 会  
理事長 印

救急医療等確保事業に係る業務の  
継続的な実施に関する計画の変更認定申請書

医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の5の4第1項及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の36の8第1項に規定する実施計画の変更の認定について、変更後の実施計画を添えて申請します。

記

1. 変更の理由
2. 変更しようとする事項

別添 11

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

主たる事務所の所在地  
医療法人 会  
理事長 印

救急医療等確保事業に係る業務の  
継続的な実施に関する計画の変更認定申請書

医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の5の4第1項及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の36の8第1項に規定する実施計画の変更の認定について、変更後の実施計画を添えて申請します。

記

1. 変更の理由
2. 変更しようとする事項

別添 13

平成〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 殿

〇〇 県 知 事

救急医療等確保事業に係る業務の  
継続的な実施に関する計画の認定の取消しについて

貴法人については、下記のとおり医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の5の6第1項第〇号に該当することが認められたため、同規定により、医療法（昭和23年法律第205号）第42条の3第1項の規定に係る認定を取り消します。

記

（取り消した理由）

注．定款又は寄附行為に規定された収益業務の削除等について、定款又は寄附行為の変更認可申請を早急に行うこと。

別添 12

平成〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 殿

〇〇 県 知 事

救急医療等確保事業に係る業務の  
継続的な実施に関する計画の認定の取消しについて

貴法人については、下記のとおり医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の5の6第1項第〇号に該当することが認められたため、同規定により、医療法（昭和23年法律第205号）第42条の3第1項の規定に係る認定を取り消します。

記

（取り消した理由）

注．定款又は寄附行為に規定された収益業務の削除等について、定款又は寄附行為の変更認可申請を早急に行うこと。